

職業紹介業務取扱規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき、関西医療大学（以下「本学」という。）における無料職業紹介業務の運営に関して、必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 この規程は、本学の学生、卒業生及び修了生に対して、適正かつ公平な就職の機会を確保することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 前条の目的を達成するため、本学にキャリア支援委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

3 職業紹介業務に関する事務は、大学教学部キャリア支援課で行う。

(求人 の 受 理)

第 4 条 本学は、すべての求人の申込みを受理する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その理由を説明し、受理しないものとする。

(1) 申込み内容が法令に違反している場合

(2) 法令により明示が義務付けられている労働条件を明示しない場合

(3) 雇用条件が通常の労働条件に比べ、著しく不相当であると認められる場合

(4) その職業が本学の教育課程にかんがみ、適切でないと認められる場合

(求人 の 申 込 み)

第 5 条 求人者の申込みは、求人者又はその代理人が大学教学部キャリア支援課にて、本学所定の求人票及び法令で定める関係書類を添えて提出するものとする。

2 求人を行う場合は、求人票に記入して行うものとし、本学に対し、法令により義務付けられた労働条件等を明示しなければならない。

(求 職)

第 6 条 本学は、学生、卒業生及び修了生のすべての求職の申込みを受理する。ただし、その申込みの内容が、法令に違反し、本学の教育課程にかんがみ適切でないと認められる場合は、その理由を説明し、これを受理しないことがある。

(求職の申込み)

第 7 条 求職の申込みは、求職者本人が本学所定の進路希望調査票により、申込むものとする。

(求人 の 公 示)

第 8 条 求人者又はその代理人から求人者の申込みを受けた場合は、学内の所定の場所に公示しなければならない。

(紹介の原則)

第 9 条 求職者に対しては、その希望と能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するものとする。

(紹介の方法)

第 10 条 求職者を求人者に紹介する場合は、原則として、学長の紹介状をもって行う。

(学内選考)

第 11 条 一つの求人先に対して、複数の求職者がある場合、学内選考により、紹介者を決定することがある。

2 学内選考に際しては、本人の能力以外、すべての差別的取り扱いを行ってはならない。

(労働争議に対する不介入)

第 12 条 本学は、事業所の労働争議に対して、中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖により労働争議中の事業所には、求職者の紹介を一時中止することがある。

(採否結果の報告)

第 13 条 大学教学部キャリア支援課は、求職者を求人者に紹介し、その採否が内定したときは、速やかにその結果の報告を当該求職者から受けるものとする。

(秘密の厳守)

第 14 条 本学は、職業紹介業務について、求人者、求職者その他の者から知り得た情報は、すべて秘密とし、これを関係者以外に漏らしてはならない。

(均等待遇)

第15条 本学は、求人者又は求職者に対しては、職業紹介業務について、すべて差別的な取り扱いを行ってはならない。

(帳 票)

第16条 帳票は、次の通りとする。

- (1) 求人票
- (2) 進路希望調査票
- (3) 紹介状
- (4) 採否結果通知書

(公共職業安定所への連絡)

第17条 本業務の運営にあたり、次の事項を公共職業安定所長の指示する様式により、報告するものとする。

- (1) 毎年3月末における求職者数、求人数、就職者数、求人倍率及び就職率
- (2) 毎年4月1日現在における当該年度の卒業予定者数、就職希望者数及び前年度就職者数

第18条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。